

○総務省告示第二百九十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第三十二号）附則第三条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百十一号（戸籍附票システムにおける要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置を定める件）を次のように改正する。

令和八年七月三十一日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		地方公共団体	適用日
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第四条各号及び第七条第二号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の総務大臣が認める地方公共団体及び総務大臣が定める同令を適用する日（以下「適用日」という。）は、次のとおりとする。			
北海道安平町、北海道浦幌町、青森県六ヶ所村、福島県塙町、栃木県鹿沼市、栃木県大田原市、栃木県那須烏山市、栃木県高根沢町、群馬県下仁田町、埼玉県所沢市、埼玉県越谷市、千葉県船橋市、東京都新宿区、東京都豊島区、東京都調布市、神奈川県横須賀市、新潟県新潟市、新潟県粟島浦村、石川県金沢市、山梨県北杜市、山梨県昭和町、岐阜県岐阜市、静岡県沼津市、静岡県御殿場市、愛知県刈谷市、滋賀県大津市、大阪府枚方市、兵庫県西脇市、奈良県大淀町、和歌山県海南市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県若桜町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県飯南町、岡山県真庭市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県西栗倉村、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県安芸高田市、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、福岡県北九州市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、長崎県松浦市、熊		令和十年四月一日	令和九年四月一日

改正前		地方公共団体	適用日
〔同上〕			
北海道安平町、北海道浦幌町、青森県六ヶ所村、福島県塙町、栃木県大田原市、栃木県那須烏山市、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、埼玉県所沢市、埼玉県三芳町、千葉県船橋市、東京都新宿区、東京都豊島区、東京都調布市、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、山梨県北杜市、山梨県昭和町、岐阜県岐阜市、静岡県沼津市、静岡県西伊豆町、愛知県刈谷市、滋賀県大津市、大阪府枚方市、奈良県大淀町、和歌山県海南市、鳥取県境港市、鳥取県岩美町、鳥取県八頭町、鳥取県北栄町、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、島根県松江市、島根県飯南町、岡山県笠岡市、岡山県真庭市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県奈義町、岡山県西栗倉村、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県安芸高田市、香川県綾川町、愛媛県四国中央市、福岡県北九州市、福岡県大野城市、福岡県宗像市、長崎県松浦市、熊本県八代市、鹿児島県薩摩川内市		令和十年四月一日	令和九年四月一日

備考 表中の「」の記載は注記である。

本県八代市、宮崎県宮崎市、鹿児島県薩摩川内市	
福島県棚倉町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県下野市、栃木県塩谷町、埼玉県さいたま市、千葉県市川市、千葉県山武市、神奈川県川崎市、新潟県三条市、新潟県魚沼市、長野県松本市、愛知県一宮市、和歌山県紀美野町、鳥取県鳥取市、鳥取県湯梨浜町、岡山県笠岡市、香川県さぬき市、福岡県福岡市、熊本県熊本市	令和十一年四月一日
山形県大石田町、福島県須賀川市、福島県下郷町、福島県南会津町、福島県浅川町、栃木県小山市、埼玉県三芳町、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、静岡県西伊豆町、鳥取県北栄町、徳島県徳島市、愛媛県松山市	令和十二年四月一日
山形県真室川町、福島県檜枝岐村、栃木県佐野市、埼玉県入間市、埼玉県横瀬町、大阪府泉南市	令和十三年四月一日

福島県下郷町、福島県南会津町、福島県棚倉町、栃木県宇都宮市、栃木県足利市、栃木県鹿沼市、栃木県下野市、埼玉県さいたま市、埼玉県越谷市、千葉県市川市、千葉県山武市、神奈川県川崎市、新潟県三条市、新潟県魚沼市、長野県松本市、静岡県御殿場市、愛知県一宮市、鳥取県湯梨浜町、香川県さぬき市、福岡県福岡市、熊本県熊本市	令和十一年四月一日
福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県入間市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、徳島県徳島市、愛媛県松山市	令和十二年四月一日
山形県大石田町、山形県真室川町、福島県檜枝岐村、栃木県佐野市、埼玉県横瀬町、大阪府泉南市、和歌山県紀美野町、鳥取県鳥取市	令和十三年四月一日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。